

～・～ 愛知県からのお知らせ ～・～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 建設業許可関係事務における対策

窓口の待ち時間短縮・対面対応時間の短縮を図るため

建設業許可※の申請及び届出の受付方法を変更します。

※解体工事業者登録、浄化槽工事業者登録を含みます。

令和2年4月20日（月）から、窓口での受け付け対応を次のとおり、変更します。

- ①窓口では、必要書類が整っていることを確認し、申請書・届出書をお預かりします。（仮受付）
- ②仮受付後、内容確認作業を行い、結果をお知らせします。
必要があれば、電話・FAX等により補正を行います。
- ③確認終了後、
 - ◆申請の場合は、改めて来庁いただき、手数料（県証紙）を納めていただいた後、本受付をします。
（本受付後の処理は、従来のとおりです。）
 - ◆届出の場合は、本受付を行い、副本をお返しします。

《預かり（仮受付）について》

○窓口では、建設業法及び同法施行規則に定める書類及び添付書類（法定書類）に不足がないことを確認します。

（内容の確認、補正作業はしません。）

○法定書類に不足がある場合は、原則として、仮受付できません。

ご不便をおかけいたしますが、手続変更の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課建設業第二グループ

電話 052-954-6503(ダイヤル)